

入 札 説 明 書

令和8年5月

群馬県総務部総務課

前橋合同庁舎ほか6施設 LED 照明器具賃貸借に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

記

1 公告日 令和8年5月8日（金）

2 契約者 群馬県知事

3 担当部局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県総務部総務課調整・DX推進係（県庁舎8階）

電話 027-226-2023 FAX 027-221-2209

4 調達内容

(1) 賃貸借件名及び数量

前橋合同庁舎ほか6施設 LED 照明器具 一式

(2) 賃貸借件名の特質等 仕様書による

(3) 賃貸借期間 令和9年3月1日から令和18年3月31日まで

(4) 賃貸借場所 前橋合同庁舎ほか6施設（別紙仕様書参照）

(5) 入札方法 一般競争入札（事前審査）

5 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下、「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度 物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって等級格付区分がA等級のものであること。

なお、この公告日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和8年5月15日（金）までに、群馬県会計局会計管理課に入札参加資格審査申請を行い、令和8年6月1日（月）の午後5時までに、資格者名簿の登載を確認し、群馬県総務部総務課へその旨連絡すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認めら

れる者は、この限りでない。

- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による群馬県の入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件の一般競争入札参加申請兼資格確認表の提出日から入札日までの間において、群馬県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

6 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記5の資格を有することを証明するため、入札参加資格確認申請書及び確認資料等（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。申請期限までに申請書類を提出できない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の競争入札に参加できない。なお、提出された申請書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

ア 提出期間 令和8年5月8日（金）から令和8年6月1日（月）までの群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条に規定する休日を除く毎日。

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。

イ 提出場所 前記3に同じ。

ウ 提出方法 郵送又は持参とする。郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの期限までに必着のこと。また、封筒に「前橋合同庁舎ほか6施設 LED 照明器具賃貸借入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

- (2) 提出書類は、次のとおりとする。

ア 入札参加資格確認申請書（別記様式1）

イ 条件付き一般競争入札参加資格確認資料（別記様式2）

- (3) 申請書類に基づく審査結果は、令和8年6月11日（木）までに電送により通知する。

（期日までに通知がない場合は、契約担当課に確認の電話をすること。）

- (4) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。

- (5) その他

ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 群馬県は、提出された申請書類を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- ウ 申請書類は返却しない。
- エ 提出期限日以降における申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、入札参加資格確認説明申請書（別記様式7）により説明を求めることができる。

- ア 提出期間 令和8年6月11日（木）から令和8年6月18日（木）までの休日条例第1条に規定する休日を除く毎日。
午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。
- イ 提出場所 上記3に同じ。
- ウ 提出方法 郵送又は持参とする。郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの期限までに必着のこと。また、封筒に「前橋合同庁舎ほか6施設LED照明器具賃貸借入札参加資格確認説明申請書在中」と朱書きすること。

(2) 説明を求められたときは、令和8年6月25日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書等の質問

(1) 入札説明書等に関する質問は、簡易な内容を除き、文書により提出するものとする。

- ア 提出期間 令和8年5月8日（金）から令和8年6月1日（月）までの休日条例第1条に規定する休日を除く毎日。
午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。
- イ 提出場所 上記3に同じ。
- ウ 提出方法 郵送又は持参とする。郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの期限までに必着のこと。また、封筒に「前橋合同庁舎ほか6施設LED照明器具賃貸借入札 質問書在中」と朱書きすること。

(2) 質問に対する回答は、令和8年6月11日（木）までに上記3の場所に掲示すると共に、入札に参加を希望し入札参加資格を有する者に対し書面で電送により回答する。

9 入札説明会

実施しない。

10 入札書の記載

落札の決定にあたっては、入札書に記載された総価にその100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札及び開札

(1) 開札日時及び場所

ア 日時 令和8年6月19日（金） 午前10時

イ 場所 群馬県庁舎29階 293会議室

入札方法は、入札書の直接持参又は郵送による。

郵送による場合は、書留郵便とし、令和8年6月18日（木）午後4時までに上記3の場所に群馬県総務部総務課長あて親展で必着のこと。

郵送にあたっては二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて厳封の上、当該中封筒には氏名など及び「令和8年6月19日開札 前橋合同庁舎ほか6施設 LED 照明器具賃貸借入札書在中」と記載すること。なお、入札は1回目が不調の場合、2回目まで行われるため、2回目の入札に参加する意志がある場合は、別封により2回目の入札書を作成し、各封筒に何回目かを明記すること。また、外封筒には「前橋合同庁舎ほか6施設 LED 照明器具賃貸借入札書在中」と朱書きすること。

(2) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（別記様式3）を提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の変更や取り消しをすることができない。

(4) 入札担当者が、競争入札が公正に執行することができない状態であると認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。

(5) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(6) 入札執行回数は2回とする（1回目の入札で落札者がいない場合は2回目を実施する。）。

12 最低制限価格

設定しない。

13 入札保証金

免除

14 契約保証金

免除

15 入札の無効

次の(1)から(7)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札。

(3) 入札金額が訂正されている入札書による入札。

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札。

- (5) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。
- (7) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札。

16 落札者の決定方法

規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 落札の公表

落札者は、群馬県報に公示する。

18 契約書の作成

落札者は、落札通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。期間内に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失う。

19 苦情の申立て

この調達手続に不服がある者は、群馬県政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。

連絡先：群馬県政府調達苦情検討委員会事務局（群馬県会計局会計管理課）

電話 027-223-1111（内線 3811・3812）

20 契約条項等を示す場所

契約書案及び入札を定めている関係規則等については、次により閲覧できる。

(1) 閲覧期間

令和8年5月8日（金）から令和8年6月1日（月）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。（ただし、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く）

(2) 閲覧場所 上記3に同じ

21 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札説明書及び仕様書を入手した者は、これを本件入札手続以外の目的で使用してはなら

ない。

(4) 入札説明書等の再配布等の禁止

入札説明書及び仕様書の受領者は、次の行為を行ってはならない。

ア 入札説明書及び仕様書を第三者へ閲覧させ、貸与又は譲渡すること。

イ 入札説明書及び仕様書を群馬県総務部総務課の承諾を得ずに複写すること。

(5) 入札参加資格書を受領した後、入札までに入札を辞退する場合は、令和8年6月18日(木)午後4時までに入札辞退届を上記3の場所に提出すること。(別記様式5)

なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

(6) この調達手続のいずれの段階であっても、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日後10日以内に、群馬県政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。

(7) 入札説明書に記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令並びに規則など関係法令の定めによる。

(8) その他不明な点については、以下に問い合わせること。

群馬県総務部総務課調整・DX推進係

電話 027-226-2023